

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	食鳥の内臓摘出後検査
②	法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
③	法令番号	平成2年法律70号
④	根拠条項	第15条第3項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第15条 3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査(以下「内臓摘出後検査」という。)を受けなければならない。
⑦	審査基準	食鳥検査実施要領(平成4年厚生省衛乳第70号)第5
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生係(075-414-4759)
⑬	備考	